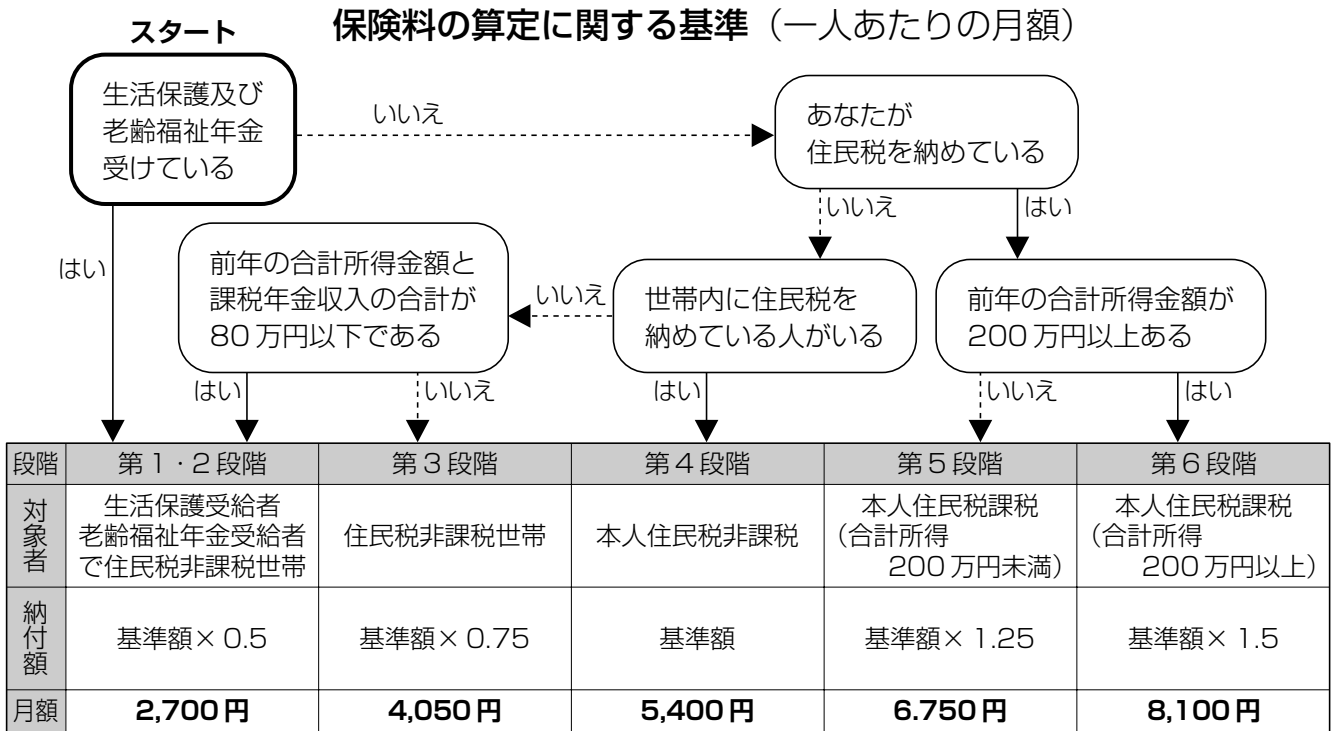


65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料の決め方

保険料は所得に応じてつぎの6段階のいずれかに決まります。

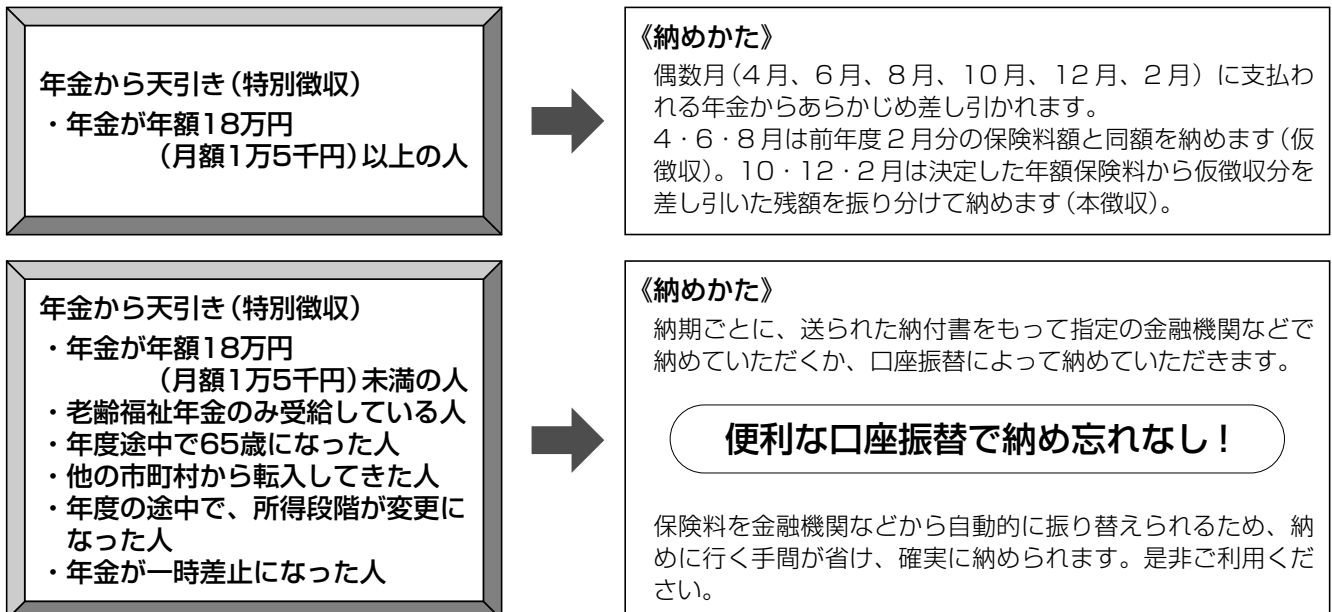


年度の途中で
65歳になる人
の介護保険料

65歳になる月(1日が誕生日の場合はその前月)分から第1号被保険者分の保険料を納めていただきます。この場合、すぐには年金から天引きとならず、納付書で納めることになります。また、64歳までの第2号被保険者分の保険料とは重複しません。

保険料の納めかたは、受給している年金の額によって違います。

保険料の納めかたは、年金から天引き(特別徴収)される場合と、納付書による納付(普通徴収)の2つに分かれます。どちらの納めかたになるかは、年金の受給額などで決まります。



【お問い合わせ先】 役場住民福祉課 介護保険係 ☎ 77-3614